鳥取県	現行水準
島根県	17,100
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
山口県	3,000
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	26,800
熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	4,200
鹿児島県	3,600

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	65,000
まあじその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三　まいわし太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

661,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	21,000
青森県	現行水準
岩手県	12,000
宮城県	32,500
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	10,800
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	9,300

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	208,300
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	199,300
まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四　まいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

453,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準